

TOWN TOPICS  
**11.17(金) 田原豊さん  
福岡県文化団体連合会文化功労者表彰を受賞**

福岡市で開催された福岡県文化団体連合会創立25周年記念式典において、田原豊さん(上須恵区)が文化功労者表彰を受賞しました。

田原さんは、須恵町文化協会会長、糟屋地区美術展実行委員長、福岡ブロック芸術文化のつどい実行委員長、糟屋地区文化協会連合会理事などを歴任され、糟屋地区の文化芸術の発展に貢献されました。その功績が認められ、受賞に至りました。

田原さんは、「行政や議会などさまざまな方面からのご支援のお蔭で受賞することができました。この賞は、須恵町全体でいただいた賞といえると思います。」と話されていました。



町長を訪問された田原さん(右)

TOWN TOPICS  
**12.3(日) いざ、真剣勝負！**

第30回 ザ・卓球INすえ(須恵町体育協会主催)が町立卓球場で行われました。

この大会には、幼稚園児から80歳代の人まで、計132人(40チーム)が参加し、それぞれレベルに応じた部門に分かれて、楽しくも熱い戦いが展開されました。子どもたちの参加も多く、保護者から熱い応援が送られた子どもたちは、一生懸命スマッシュやサーブをしていました。

大会結果は次のとおりです。(各部3位まで)

- ベテランの部 ①須恵クラブA ②須恵クラブB ③須恵高校A  
一般の部 ①N³Y ②甲植木B ③さわやかA ③昭穂  
初心者の部 ①T・TキッズA ②須恵中B  
③ひっしまめ3ハラハラ ③ひっしまめ3ウキウキ



一球に魂を込めて

TOWN TOPICS  
**12.9(土) お正月の玄関を彩ります**

歴史民俗資料館で、しめ飾り教室が行われ、19人が参加しました。

参加者たちは、講師の小林栄子さん(佐谷区)を始めとした先生たちの指導のもと、熱心にわらを編み、輪飾りや鶴の飾りを作っていました。

自分の納得がいく作品を作ろうと、参加者たちは何度もわらを編みなおしたり、形をきれいに整えたり、最後まで丁寧に自分の作品と向き合っていました。



鶴の飾り作りを指導する小林さん



立派なしめ飾りができました



今月のポイント  
**販売店で契約した中古車を  
キャンセルしたい  
〜中古車の契約・  
解約トラブル〜**

相談事例①

欲しかった中古車を近所の中古車販売店のホームページで見つけた。思ったよりも安く、現金での支払いであればさらに値引きをしてくれるとのことだったので、すぐに販売店に出向き契約をした。しかし、別の販売店がさらに安く販売していることをその日の夜に知り、翌日に販売店にキャンセルを申し出たところ、「契約書に署名・捺印をいただいているので、キャンセルはできない」と言われてしまった。

相談事例②

10日前に中古車を現金で購入するこ  
とにし、販売店で契約書に署名捺印を

した。しかし事情があつてキャンセルしなければならなくなったため、すぐに販売店に連絡をしたところ、「車両の登録が済んでいるため、キャンセル料として車両代金の30%を請求する」と言われた。支払わなければならないのだろうか。

アドバイス

契約書面に署名捺印しただけでは契約が成立しているとは限りません。一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会(中販連)監修の約款では、現金取引の場合、①登録 ②改造・架装・修理 ③引き渡しの最も早い日に契約が成立するとなっています。ただし、販売店が独自の契約書を用いている場合、契約の成立時期については約款の確認が必要です。

相談事例①の場合

右記の3要件のうち、どれもなされていなければ、契約は成立しておらず、販売店はキャンセルに応じる必要があります。また、キャンセル料について規定がある場合も、契約は成立していないので、車庫証明取得費用などの実損額が発生していればその分だけを支払えばよく、高額なキャンセル料を請求されても支払う必要はありません。

相談事例②の場合

登録が済んでいる場合、契約は成立しています。契約成立後のキャンセルは、

お互いの合意が必要で一方的に購入者側からのキャンセルはできません。今回は、販売店は車両価格の30%の支払いがあればキャンセルに応じるとの条件提示をしています。キャンセル料は合理的な額であることが必要です。納得いかない場合は、30%の根拠の説明を求め、販売店と話し合います。

自動車はクーリングオフの対象ではありません。また、契約成立の時期は現金またはクレジットなど支払方法によって異なります。根拠のない高額なキャンセル料を請求されたという相談事例もあります。契約は慎重に行い、困ったと思ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう。



消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

- ▼開設日 月曜～金曜(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間 10時～15時30分
- ▼場所 志免町志免中央1の10の10 志免町地域安全安心センター2階
- ▼問い合わせ先 0936・1594

須恵町消費生活出張相談窓口

- ▼開設日 第2・第4月曜(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間 10時～12時
- ▼場所 須恵町役場2階会議室(地域振興課前)
- ▼問い合わせ先 0932・1438

※電話でのご相談の際は、お手元に書類などを準備してご連絡をお願いします。

※来所相談の際は、事前に電話にて必要書類の確認、相談日時  
の調整をしていただく  
と円滑に相談ができます。

